

## 国際税務

### QI/FATCA/CRS 関連情報

#### QI/WP 契約の定期的宣誓・免除申請期限の再延長について

デロイト トーマツ税理士法人 米国税務サービス

2024 年 8 月 5 日号

2024 年 8 月 1 日、米国内国歳入庁（Internal Revenue Service：以下「IRS」）は、IRS ウェブサイトの QI/WP/WT よく寄せられる質問（“QI, WP, and WT Frequently Asked Questions (FAQs)”）、2023 年 QI 契約に係る規定 [Q4](#)（IRS ウェブサイト（英語））において、QI/WP/WT 契約で規定される定期的宣誓、定期的検証免除申請、及び定期的検証対象年の選択の期限を宣誓対象期間の翌年の 7 月 1 日から 11 月 1 日へ延長することを公表した。[2024 年 1 月 5 日号](#)の「QI/FATCA/CRS 関連情報」（デロイト トーマツ税理士法人ウェブサイト、PDF）では、2024 年が期限となる定期的宣誓、定期的検証免除申請、及び定期的検証対象年の選択の期限が 2024 年 9 月 1 日へ延長されたことの概要を記載したが、今回の公表において、更に期限が 11 月 1 日まで延長されることとなった。本ニュースレターでは、当該公表における改正内容について概要をご案内する。

#### 1. 定期的宣誓

QI/WP/WT 契約では、3 暦年の宣誓対象期間のうち、1 暦年を選択の上、定期的検証を実施し、有効な内部統制が整備されていることについて、IRS ウェブサイトの QI アカウントマネジメントシステムにおいて定期的宣誓の実施が求められている。当該宣誓対象期間のうち、1 年目又は 2 年目を定期的検証の対象年として選択する場合、宣誓期限は宣誓対象期間の翌年 7 月 1 日までとされている。一方、3 年目を検証の対象年として選択する場合の宣誓期限は、6 カ月延長されるため、3 宣誓対象期間の翌年 12 月 31 日までとなる。（QI 契約セクション 10.03 及び WP 契約セクション 8.03）

今回の公表により QI/WP/WT 契約における、1 年目又は 2 年目を定期的検証の対象年として選択する場合の宣誓期限が 7 月 1 日から 11 月 1 日へ延長された。一方、3 年目を検証対象年として選択する場合の宣誓期限については変更なく 12 月 31 日までとなる（注記：宣誓期限が 2024 年の QI/WP が 2023 年を検証対象年として選択する場合は、宣誓期限が 2024 年 12 月 31 日から 2025 年 3 月 1 日へ延長されている。詳細については、パラグラフ 4 を参照）。

なお、今回の延長は自動的に適用となるため、各 QI/WP が IRS に延長申請書を提出する必要はない。

#### 2. 定期的検証対象年の選択

宣誓対象期間のうち、3 年目を検証対象年とする場合、宣誓期限は 6 カ月延長されるため、宣誓対象期間の翌年 12 月 31 日までとなるが、当該検証対象年の選択手続は延長前の宣誓期限までに行う必要がある。当該検証対象年の選択手続の期限についても、宣誓対象期間の翌年 7 月 1 日から 11 月 1 日へ延長となった。

#### 3. 定期的検証免除申請

宣誓対象期間の各暦年について、報告対象金額が一定額（QI は 500 万ドル、WP は 100 万ドル）を超えていないなど、一定の要件を満たす QI/WP は検証の免除を申請することが可能である。ただし、定期的検証免除申請の対象となる QI/WP も定期的宣誓は必須である。今回の公表で免除申請の対象となる QI/WP の定期的宣誓期限も延長され、宣誓対象期間の翌年 7 月 1 日から 11 月 1 日となった。

#### 4. 2024 年期限の定期的宣誓、定期的検証免除申請、及び定期的検証対象年の選択の期限

2023 年 12 月 26 日公表の [IRS QI ニュース 2023-18](#) (IRS ウェブサイト (英語)) において、2024 年が期限となる QI/WP の定期的宣誓、定期的検証免除申請、及び定期的検証対象年の選択の期限が 2024 年 7 月 1 日から 2024 年 9 月 1 日へ延長され、また、2023 年を定期的検証の対象年と選択する場合は、定期的宣誓期限は 2024 年 12 月 31 日から 2025 年 3 月 1 日へ延長すると公表されていた<sup>1</sup>。

今回の公表において、定期的宣誓、定期的検証免除申請、及び定期的検証対象年の選択の期限が、更に 11 月 1 日まで延長されることとなった。また、2023 年を定期的検証の対象年とする場合は、IRS QI ニュース 2023-18 から変更なく、定期的宣誓期限は 2025 年 3 月 1 日となる。

	QI/WP 契約 (宣誓期限 2025 年以降)		QI/WP 契約 (宣誓期限 2024 年)	
	変更前	変更後	変更前	変更後
1. 定期的宣誓 (検証対象 1・2 年目)	7 月 1 日	11 月 1 日	2024 年 9 月 1 日	2024 年 11 月 1 日
2. 定期的宣誓 (検証対象 3 年目)	12 月 31 日	12 月 31 日	2025 年 3 月 1 日	2025 年 3 月 1 日
3. 定期的検証対象年の選択	7 月 1 日	11 月 1 日	2024 年 9 月 1 日	2024 年 11 月 1 日
4. 定期的検証免除申請	7 月 1 日	11 月 1 日	2024 年 9 月 1 日	2024 年 11 月 1 日

なお、今回公表された宣誓期限の延長は、QI アカウントマネジメントシステムには、8 月 5 日時点ではまだ反映されていないようだが、今後更新があるものと考えられる。

[Qualified Intermediary Program | Internal Revenue Service \(irs.gov\)](#) (IRS ウェブサイト (英語))

#### おわりに

定期的宣誓期限が延長された理由は、今回も公表されていないが、宣誓期限が 2024 年の IRS の QI アカウントマネジメントシステムのアップデートが遅れたことや、検証対象年の選択後に宣誓期限日が正しくシステム上に表記されない事象が現在も発生しており、昨年末に公表された延長後期限の 2024 年 9 月 1 日までに手続きを完了させるのが難しい状況があったと推測される。また、最近の IRS の定期的検証・検証免除申請・定期的宣誓に対する精査の厳格化も影響している可能性もあり、各 QI/WP はよりコンプライアンスを徹底することが求められる。今後の IRS の公表に引き続き注意が必要である。

デロイト トーマツ税理士法人では、QI、FATCA、CRS、及び米国税務に関して専門チームを有し、常に最新情報を入手の上、多数の金融機関にサービスを提供している。今回のニュースレターでご案内した内容のほか、制度内容・法令等でもご不明な点等があれば、ご相談いただきたい。

Any tax advice included in this written or electronic communication was not intended or written to be used, and it cannot be used by the taxpayer, for the purpose of avoiding any penalties that may be imposed by any governmental taxing authority or agency.

<sup>1</sup> 2023 年 12 月 26 日公表の [IRS QI ニュース 2023-18](#) (IRS ウェブサイト (英語)) については、[既出のニュースレター](#) (発行日：2024 年 1 月 5 日 (デロイト トーマツ税理士法人ウェブサイト、PDF)) にて該当を記載している。

## 過去のニュースレター

過去に発行されたニュースレターは、下記のウェブサイトをご覧ください。

[www.deloitte.com/jp/tax/nl/us](http://www.deloitte.com/jp/tax/nl/us)

## お問い合わせ

米国税務及び QI/FATCA、OECD CRS に関するお問い合わせは、下記の担当者までご連絡ください。

デロイト トーマツ 税理士法人 東京事務所 米国税務サービス		
パートナー	前田 幸作	<a href="mailto:kosaku.maeda@tohmatsumi.co.jp">kosaku.maeda@tohmatsumi.co.jp</a>
シニアマネジャー	秋葉 奈緒子	<a href="mailto:naoko.akiba@tohmatsumi.co.jp">naoko.akiba@tohmatsumi.co.jp</a>
マネジャー	高島 憲一	<a href="mailto:kenichi.takashima@tohmatsumi.co.jp">kenichi.takashima@tohmatsumi.co.jp</a>
マネジャー	榎本 純子	<a href="mailto:junko1.enomoto@tohmatsumi.co.jp">junko1.enomoto@tohmatsumi.co.jp</a>
マネジャー	渡邊 美穂子	<a href="mailto:mihoko.watanabe@tohmatsumi.co.jp">mihoko.watanabe@tohmatsumi.co.jp</a>
マネジャー	森本 祐佳里	<a href="mailto:yukari.morimoto@tohmatsumi.co.jp">yukari.morimoto@tohmatsumi.co.jp</a>
所在地	〒100-8362 東京都千代田区丸の内三丁目 2 番 3 号 丸の内二重橋ビルディング	
Tel	03-6213-3800 (代)	
email	<a href="mailto:tax.cs@tohmatsumi.co.jp">tax.cs@tohmatsumi.co.jp</a>	
会社概要	<a href="http://www.deloitte.com/jp/tax">www.deloitte.com/jp/tax</a>	
税務サービス	<a href="http://www.deloitte.com/jp/tax-services">www.deloitte.com/jp/tax-services</a>	

デロイト トーマツ グループは、日本におけるデロイト アジア パシフィック リミテッドおよびデロイトネットワークのメンバーであるデロイト トーマツ 合同会社ならびにそのグループ法人（有限責任監査法人トーマツ、デロイト トーマツ リスクアドバイザリー合同会社、デロイト トーマツ コンサルティング合同会社、デロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザリー合同会社、デロイト トーマツ 税理士法人、DT 弁護士法人およびデロイト トーマツ グループ 合同会社を含む）の総称です。デロイト トーマツ グループは、日本で最大級のプロフェッショナルグループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従い、監査・保証業務、リスクアドバイザリー、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザリー、税務、法務等を提供しています。また、国内約 30 都市に約 2 万人の専門家を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイト トーマツ グループ Web サイト、[www.deloitte.com/jp](http://www.deloitte.com/jp) をご覧ください。

Deloitte (デロイト) とは、デロイト トウシュ トーマツ リミテッド ("DTTL")、そのグローバルネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびそれらの関係法人（総称して"デロイト ネットワーク") のひとつまたは複数指します。DTTL (または"Deloitte Global") ならびに各メンバーファームおよび関係法人はそれぞれ法的に独立した別個の組織体であり、第三者に関して相互に義務を課しまたは拘束させることはありません。DTTL および DTTL の各メンバーファームならびに関係法人は、自らの作為および不作為についてのみ責任を負い、互いに他のファームまたは関係法人の作為および不作為について責任を負うものではありません。DTTL はクライアントへのサービス提供を行いません。詳細は [www.deloitte.com/jp/about](http://www.deloitte.com/jp/about) をご覧ください。

デロイト アジア パシフィック リミテッドは DTTL のメンバーファームであり、保証有限責任会社です。デロイト アジア パシフィック リミテッドのメンバーおよびそれらの関係法人は、それぞれ法的に独立した別個の組織体であり、アジア パシフィック における 100 を超える都市（オーストラリア、バンコク、北京、ベンガルール、ハノイ、香港、ジャカルタ、クアラルンプール、マニラ、メルボルン、ムンバイ、ニューデリー、大阪、ソウル、上海、シンガポール、シドニー、台北、東京を含む）にてサービスを提供しています。

Deloitte (デロイト) は、監査・保証業務、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザリー、リスクアドバイザリー、税務・法務などに関連する最先端のサービスを、Fortune Global 500® の約 9 割の企業や多数のプライベート（非公開）企業を含むクライアントに提供しています。デロイトは、資本市場に対する社会的な信頼を高め、クライアントの革新と繁栄を促し、より豊かな経済、公正な社会、持続可能な世界の実現に向けて自ら率先して取り組むことを通じて、計測可能な継続性のある成果をもたらすプロフェッショナルの集団です。デロイトは、創設以来 175 年余りの歴史を有し、150 を超える国・地域にわたって活動を展開しています。"Making an impact that matters" をパーパス（存在理由）として標榜するデロイトの 45 万人超の人材の活動の詳細については、[www.deloitte.com](http://www.deloitte.com) をご覧ください。

本資料は、関連税法およびその他の有効な典拠に従い、例示の事例についての現時点における一般的な解釈について述べたものです。デロイトネットワークは、本資料により専門的アドバイスまたはサービスを提供するものではありません。貴社の財務または事業に影響を及ぼす可能性のある一切の決定または行為を行う前に、必ず資格のある専門家のアドバイスを受ける必要があります。また本資料中における意見にわたる部分は筆者の私見であり、デロイトネットワークの公式見解ではありません。デロイトネットワークの各法人は、本資料に依拠することにより利用者が被った損失について一切責任を負わないものとします。

Member of  
Deloitte Touche Tohmatsu Limited

© 2024. For information, contact Deloitte Tohmatsu Group.



IS 669126 / ISO 27001



BCMS 764479 / ISO 22301